

令和 7 年

第 2 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の制定
について

函館市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 1 項の規定による個人の市民税の寄附金税額控除に係る控除対象特定非営利活動法人（同条第 1 2 項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）および当該控除対象特定非営利活動法人に係る函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）第 2 6 条の 6 第 1 項第 8 号の期間は、別表のとおりとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項（函館市税条例第 2 7 条の 2 および第 2 7 条の 4 第 1 項の改正規定に限る。）ならびに附則第 4 項および第 5 項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（函館市税条例の一部改正）

- 2 函館市税条例の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 6 第 1 項第 7 号中「および」を「，」に改め、「明らかなもの」の後ろに「および次号に掲げる寄附金」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (8) 函館市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（令和 7 年函館市条例第 号）で定める控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定

非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連するもの（同条例で定める期間内に支出されたものに限る。その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

第27条の2第1項ただし書中「第26条の6」を「第26条の6第1項（同項第8号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）および第2項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第17条第1項第1号に掲げる者は、第26条の6第1項（同項第8号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第27条の4第1項中「同条第7項もしくは第8項」を「同条第8項もしくは第9項」に改める。

（函館市税条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 前項の規定による改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）第26条の6第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和7年1月1日以後に支出する同項第8号に掲げる寄附金について適用する。
- 4 新条例第27条の2第1項および第5項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為および前項の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係る附則第1項ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用につ

いては，なお従前の例による。

別表

控除対象特定非営利活動法人		函館市税条例第26条の
名 称	主たる事務所の所在地	6第1項第8号の期間
特定非営利活動法人 函館地域猫・保護猫 活動「陽だまり」	函館市青柳町33番3 号	令和7年1月1日から令 和12年6月30日まで

(提案理由)

地方税法の規定による個人の市民税の寄附金税額控除に係る控除対象
特定非営利活動法人等を定めるため